

食料・農業・農村基本計画

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的発展に関する施策

(1) 戸別所得補償制度の創設と生産・経営関係施策の再整理

② 戸別所得補償制度の本格実施

戸別所得補償制度の本格実施に当たっては、平成22年度のモデル対策の実施状況を踏まえて、まずは恒常的に販売価格が生産費を下回っている米、麦、大豆等の土地利用型作物を対象に制度設計を行うこととするが、具体的な対象品目については、生産費等のデータの充実を図りつつ、更に検討を進める。（中略）

なお、制度の円滑な実施に必要なデータを把握するため、所要の統計を整備する。

〔※平成22年度からなたね、そば等の生産費、単収に係る統計データを整備
さらに、これに加えて畜産物などが検討対象〕

第4 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(2) 国民視点に立った政策決定プロセスの実現

② 科学的・客観的な分析

施策の立案から決定に至るまでの検討過程において、できる限り客観的なデータに基づいた計量経済分析等の数学的・経済学的手法を幅広く導入したり、国民に分かりやすい指標を開発するなど、施策を科学的・客観的に分析し、その必要性や有効性を明らかにする。

また、こうした施策の決定や推進に必要となる統計調査については、新たな施策ニーズを踏まえた確に実施する。